

# 農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱

平成20年4月 1日付け19農振第1876号

最終改正 平成21年5月29日付け21農振第 434号

農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

農山漁村は、農林漁業、伝統文化、生活、自然、景観等で成り立っており、このような有形及び無形の資源が存する農山漁村生活空間は、農山漁村の活力の場であるとともに、広くこれを開放することにより国民全体にやすらぎを与える等の利益を提供するものである。

このような農山漁村の持続的な発展の基礎である農山漁村生活空間は、現在急速に活力を失いつつあり、農山漁村の活力を高め、持続的な発展を期すためには、これを早急に保全し、その活用を通じて経済活動の活性化や都市と農山漁村の交流等の促進につなげていくことが重要である。

このため、地域住民や都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手としてとらえ、これらの協働により、農山漁村の持続的な発展の基礎である農山漁村生活空間の保全・活用を図ることを通じ、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を支援する。

## 第2 事業内容

農山漁村地域力発掘支援モデル事業（以下「本事業」という。）で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 地域活動支援事業

(1) 事業初年度に、持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、テーマ、定量的な目標等を定めたふるさとづくり計画を策定する。

(2) (1) で策定したふるさとづくり計画に基づき、農村振興局長が別に定めるところにより、以下に掲げる活動内容のいずれかを実施するとともに、自ら活動の評価及び検証を行う。

ア 農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全、復活等に向けた活動

イ 個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動

ウ 農山漁村に存在する地域資源を活用した村おこしに係る活動

(3) 事業最終年度においては、事業実施期間終了後少なくとも5年間実施

する活動内容を記載した持続可能ふるさとづくり計画を策定する。

## 2 地域活動推進事業

(1) 以下に掲げる助言、評価及び検証を行う第三者委員会の設置並びに運営を行う。

ア 地域活動支援事業の事業実施主体を採択するに当たっての助言

イ 地域活動支援事業の事業実施主体が策定するふるさとづくり計画及び持続可能ふるさとづくり計画を承認するに当たっての助言

ウ 地域活動支援事業の事業実施主体が行う活動の評価及び検証に係る結果についての評価及び検証

(2) 地域活動支援事業の事業実施主体に対し、指導助言及びアドバイザーの派遣を行う。

(3) 地域活動支援事業の事業実施主体が行う活動の評価及び検証に係る結果を取りまとめるとともに、当該活動を持続可能で活力ある農山漁村のモデルとして広く全国へ情報発信する。

## 第3 事業実施主体

### 1 地域活動支援事業

事業実施主体は、農村振興局長が別に定める要件を満たす地域協議会とする。

### 2 地域活動推進事業

事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体であって、地域活動支援事業に基づく活動を推進する団体（以下「民間推進団体」という。）とする。

## 第4 採択要件

地域活動支援事業の採択に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1 地域活動支援事業の活用を通じて、持続可能で活力ある農山漁村を実現するための活動を実施しようとするもの（従来から行っている活動を単に継続して実施しようとするものを除く。）であること。

2 1の活動が、第2の1の(2)に掲げる活動内容のいずれかに則し、農山漁村の有する有形又は無形の地域資源を保全、継承及び活用することにより、農山漁村の活性化や都市と農山漁村の交流に資するものであること。

## 第5 事業実施期間

1 本事業の事業実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間と

する。

- 2 1にかかわらず、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けた場合は、地域協議会が行う活動の一部又は全部について、事業実施期間を平成 22 年度までとすることができる。

## 第 6 事業実施等の手続

### 1 地域活動支援事業

- (1) 地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、当該事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める地域活動支援事業実施採択申請書（以下「支援事業申請書」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 設立を予定している地域協議会が当該事業を実施しようとするときは、当該地域協議会において予定している構成員の代表者（以下「予定地域協議会長」という。）は、農村振興局長が別に定める地域活動支援事業実施内示申請書（以下「支援事業内示申請書」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、(1) 又は (2) により提出のあった支援事業申請書又は支援事業内示申請書を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、申請者が地域協議会長である場合にあつては、当該事業の実施を採択し、その旨を当該地域協議会長に通知するものとし、申請者が予定地域協議会長である場合にあつては、当該事業の実施の採択を内定し、その旨を当該予定地域協議会長に通知するものとする。ただし、当該審査の結果不採択となった場合であっても、農村振興局長が別に定めるところにより、申請者に対しその旨を通知するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3) の採択（採択の内定を含む。）を行うに当たっては、あらかじめ、第 2 の 2 の (1) の第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- (5) (3) により内定である旨の通知を受けた予定地域協議会長は、地域協議会を設立した後、(1) の支援事業申請書を作成し、地方農政局長等に提出した上で、採択を受けるものとする。
- (6) 地域協議会長は、(3) 又は (5) により地域活動支援事業の実施が採択された場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、ふるさ

とづくり計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (7) 地方農政局長等は、(6) 又は (14) により地域協議会長から提出のあったふるさとづくり計画を審査の上、第2の1の(2)の内容を実施させることが適当であると認めるときは、当該ふるさとづくり計画を承認し、その旨を当該地域協議会長に通知するものとする。
- (8) 地方農政局長等は、(7) の承認を行うに当たっては、あらかじめ、第2の2の(1)の第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- (9) 地域協議会長は、(7) による承認を受けたふるさとづくり計画について、第8の1の(3)による民間推進団体からの指導助言を受け、毎事業年度、所要の見直しを行うものとし、農村振興局長が別に定める期日までに地方農政局長等へ提出するものとする。ただし、事業最終年度におけるふるさとづくり計画の提出については、(11)による持続可能ふるさとづくり計画の提出をもって替えるものとする。
- (10) (9) により提出のあったふるさとづくり計画の承認等については、(7) に準じて行うものとする。
- (11) 地域協議会長は、事業最終年度に、農村振興局長が別に定めるところにより、持続可能ふるさとづくり計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (12) 地方農政局長等は、地域協議会長から提出のあった持続可能ふるさとづくり計画を審査の上、当該持続可能ふるさとづくり計画に基づく活動の継続性が認められるときは、当該持続可能ふるさとづくり計画を承認し、その旨を当該地域協議会長に通知するものとする。
- (13) 地方農政局長等は、(12) の承認を行うに当たっては、あらかじめ、第2の2の(1)の第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- (14) 地域協議会長は、第5の2の地方農政局長等の承認を受けようとする場合は、(7) による承認を受けた(6)のふるさとづくり計画について、当該計画の一部又は全部の事業実施期間を平成22年度までとする変更を行い、地方農政局長等に提出するものとする。ただし、(6)のふるさとづくり計画の策定前にあつては、活動の一部又は全部について事業実施期間を平成22年度までとするふるさとづくり計画を策定し、地方農政局長等に提出するものとする。

## 2 地域活動推進事業

- (1) 地域活動推進事業を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定める地域活動推進事業実施採択申請書(以下「推進事業申請書」という。)を作成し、農村振興局長に提出するものとする。
- (2) 農村振興局長は、(1)により提出のあった推進事業申請書を審査の

上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、当該事業を採択し、その旨を申請者に通知するものとする。

## 第7 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

## 第8 事業実施結果等の報告

### 1 地域活動支援事業の実施結果

- (1) 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎事業年度、当該事業の実施結果及びふるさとづくり計画に定められた目標の達成状況について評価及び検証を行い、その結果を民間推進団体に報告するものとする。
- (2) 民間推進団体は、(1)により地域協議会長から報告のあった評価及び検証に係る結果について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- (3) 民間推進団体は、(2)により地方農政局長等に報告をした内容について公表するとともに、当該報告内容を踏まえ、必要に応じ地域協議会に対して指導助言を行うものとする。
- (4) 地域協議会長は、事業終了後5年間、持続可能ふるさとづくり計画に基づく活動内容を、地方農政局長等その他地域協議会の構成員であって農村振興局長が別に定める者に対して毎年度報告するものとする。
- (5) (4)により報告を受けた地方農政局長等は、その内容について取りまとめ、農村振興局長に報告するものとし、農村振興局長はこれを公表するものとする。また、地方農政局長等は、報告の内容を踏まえ、必要に応じ地域協議会に対して指導助言を行うものとする。
- (6) (4)により報告を受けた地域協議会の構成員であって農村振興局長が別に定める者は、これを公表するものとする。

### 2 地域活動推進事業の実施結果

民間推進団体は、毎年度、当該事業の実施結果について、農村振興局長が別に定めるところにより、実施結果報告書を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

## 第9 推進指導

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するため

に必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第10 助成金の返還

- 1 民間推進団体は、地域協議会が第6の1の(9)によりふるさとづくり計画を見直したにもかかわらず、地域活動支援事業が終了するまでの間の計画期間内にその目標の達成が見込まれず、当該地域協議会による地域活動支援事業の実施の継続が困難と判断される場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に当該事業の継続が困難な旨の意見書を提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった意見書の内容を勘案し、当該地域協議会への助成を中止すべきものと判断した場合は、当該地域協議会への助成を中止し、農村振興局長が別に定めるところにより、助成金の返還を求めるものとする。
- 3 2により助成金の返還を請求された地域協議会は、地方農政局長等へ助成金を返還しなければならない。

## 第11 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との連携に配慮するものとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- 2 広域連携共生・対流等対策交付金
- 3 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業
- 4 頑張る地方応援プログラムに基づく施策

## 第12 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。